

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	20 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	22 件

東京国民年金 事案 13435

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から同年 12 月まで
私は、勤務していた職場を昭和 58 年 9 月末に退職し、しばらくしてから国民年金に加入した。その際に、未納となっていた国民年金保険料を全て納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 60 年 3 月頃に払い出されており、この払出時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能である上、オンライン記録では申立期間直後の 59 年 1 月から同年 3 月までの保険料が過年度納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さはいかたがう。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和37年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月30日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においては同社C支社から本社に転勤したものであり、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る人事原簿及びD国民健康保険組合の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（A社C支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社は、異動日について不明としているが、A社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者55人（申立人を除く。）のうち、オンライン記録において同社グループ内の事業所への異動を確認できる者は13人おり、そのうち12人が月初の1日付けで被保険者資格を喪失及び取得していることが確認できることから判断して、申立期間に係る異動日を昭和37年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和37年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入さ

れるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年12月1日から16年3月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を15年12月1日、資格喪失日に係る記録を16年3月16日とし、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月14日から16年3月16日まで

A社で勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書で厚生年金保険料の控除が確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成15年12月1日から16年3月16日までの期間について、雇用保険の加入記録及びB社から提出された賃金台帳により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年12月から16年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成15年10月14日から同年12月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及びB社から提出された賃金台帳により、申立人が当該期間もA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記賃金台帳により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年1月1日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、30万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成6年1月1日から同年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月31日から6年1月1日まで
② 平成6年1月1日から7年11月1日まで

同じ事業主が経営していたA社及びB社に継続して勤務していたが、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額に見合う標準報酬月額より低いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年12月31日（以下「全喪日」という。）より後の6年3月7日付けで、申立人の資格喪失日について遡って5年12月31日と記録されていることが確認できる。

また、申立人と同様に、全喪日より後の平成6年3月7日に資格喪失日が遡及して記録されている従業員が30人確認できる上、全喪日以降に被保険者資格を取得した6人

の従業員は、資格の取得記録が取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人について、平成5年12月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、B社における資格取得日と同日の6年1月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における平成5年11月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は平成6年1月1日付けでA社からB社に異動していることが確認できるが、申立人は、「平成4年の結婚前頃からコンビニエンスストアの店長と幼児体育指導員をしており、給与額も業務内容も変わらなかった。」旨供述しており、また、雇用保険の記録によると、5年8月1日から7年10月31日までA社で加入していることが確認できることから、6年1月1日以降も業務内容及び勤務形態に変更は無かったことが推認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、同社の全喪日より後の平成6年3月7日付けで、同社における資格取得時（平成5年8月）に遡って当初記録されていた30万円から12万6,000円に減額訂正されているところ、申立人と同様に、同社で減額訂正されている従業員の保有していた5年12月分の給与明細書では、減額訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人も減額訂正前の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたことが推認できる。

さらに、申立人の取引銀行が保管する普通預金の取引記録により、平成5年12月から6年3月までの期間に係る申立人の給与振込額は、ほぼ変わらないことが確認できることから、当該期間は上記減額訂正前の標準報酬月額（30万円）に基づく保険料が控除されていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、B社において、申立期間②のうち、平成6年1月から同年3月までの期間について、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成6年4月から7年10月までの期間の標準報酬月額について、上記普通預金の取引記録により、申立人の給与振込額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い給与額が支払われていることが確認できるとともに、6年1月から同年3月までの期間に係る振込額よりも更に高い振込額であることが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された平成7年5月分の給与明細票によると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額（12万6,000円）よりも低いことが確認できることから、上記給与振込額で給与額が前の月と比べて高くなったことが確認できる6年4月以降は、上記減額訂正前の標準報酬月額（30万円）に基づく保険料控除があったと推認することができない。

また、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所となっておらず、当時の事業主に照会したが、回答が得られないため、申立人の保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月3日から58年1月1日まで
② 平成13年4月1日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間②の給与支給明細書を提出するので、申立期間①及び②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる報酬月額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支給明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事

情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、A社は、「当時の資料を保管していないため、申立期間①の保険料控除について確認できない。」旨回答している上、申立人も保険料控除を確認できる資料を保有しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人と同日付けで資格取得している従業員 18 人のうち、15 人は資格取得時の標準報酬月額が申立人と同額であり、3 人は申立人よりも低いことが確認できる。

さらに、上記従業員の一人から提出された昭和 54 年 1 月から 57 年 11 月までの給与支給明細書によると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所の記録と一致又は低いことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和42年7月1日から同年8月19日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月1日、資格喪失日に係る記録を同年8月19日とし、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和52年1月10日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額については、昭和50年11月から51年7月までは20万円、同年8月から同年12月までは22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月から同年8月19日まで
② 昭和50年11月30日から52年1月10日まで

A社に勤務した申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したのは確かであり、給料支払明細書及び昭和42年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、B社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。給料明細を提出するので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人に係る雇用保険の加入記録により、資格取得日は昭和42年7月1日、離職日は同年8月18日であることが確認できる上、申立人が提出した源泉徴収票及び複数の従業員の回答により、申立人は、当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された昭和42年6月分から同年8月分までの給料支払明細書によると、同年7月分の給与のみから保険料控除が行われており、当該保険料控除

額と源泉徴収票に記載された保険料控除額は一致することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 42 年 7 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日を同年 7 月 1 日、資格喪失日を同年 8 月 19 日とすることが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資料が無く、届出を行ったか否かは不明だが、保険料は納付した旨回答している。しかし、これを確認できる資料は見当たらず、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 42 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和 42 年 6 月から同年 7 月 1 日までの期間について、上記のとおり、申立人に係る雇用保険の加入記録により、資格取得日が同年 7 月 1 日とされていること、及び同年 6 月分から同年 8 月分までの給料支払明細書のうち、同年 7 月分の給与のみから保険料控除が行われていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間に B 社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、B 社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和 51 年 4 月 30 日）の後の昭和 52 年 1 月 10 日に申立人に係る資格喪失届が受け付けられ、50 年 11 月 30 日を資格喪失日とする処理が行われているとともに、申立人と同様の資格喪失処理が行われた従業員は、ほかに 5 人いることが確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、申立人に係る標準報酬月額について、昭和 51 年法改正により同年 8 月から 22 万円と記録されていることが確認できる。

さらに、B 社の役員は、当該期間当時の同社の経営状態は芳しくなかった旨回答しているところ、従業員の一人は、給与遅配のため退社した旨回答している。

加えて、B 社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、昭和 51 年 4 月 30 日において厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所が当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらず

ない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る資格喪失日を昭和50年11月30日とする処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のB社における資格喪失日を上記資格喪失届の受付日である52年1月10日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記資格喪失処理前の上記被保険者名簿の記録から、昭和50年11月から51年7月までは20万円、同年8月から同年12月までは22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成14年10月1日から15年3月12日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年3月12日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間①のうち、平成15年3月12日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日（平成15年3月12日）を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②のうち、平成15年4月1日から同年4月10日までの期間について、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、同年4月1日であると認められることから、当該期間の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成15年4月から16年1月までを22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から15年4月1日まで
② 平成15年4月1日から16年3月1日まで

平成12年4月にA社及びB社双方の関連会社に入社し、16年3月に退職した。この間、何度か社名変更はあったが業務内容や給料に大きな変動は無く、厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い期間及び実際の給与額より低い標準報酬月額と記録されている期間がある。給料明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成14年10月1日から15年3月12日までの期間について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人について、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成14年11月21日の後の15年3月12日付けで、14年10月の定時決定の記録を取り消した上で、同年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

また、A社において、資格喪失日を遡って平成14年10月1日と記録されている者は、申立人のほかに18人確認でき、いずれの者も同年10月の定時決定又は同年11月の随時改定の記録を取り消された上で、資格喪失処理が行われている。

さらに、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は平成14年11月26日にC社に社名変更しているが、上記資格喪失処理日において法人事業所であったことが確認でき、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと判断されることから、社会保険事務所（当時）が当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

加えて、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人が取締役であったことは確認できない上、複数の従業員は、「申立人は、店舗において販売の仕事をしており、社会保険事務には関与していなかった。」と回答していることから、申立人は当該資格喪失処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、平成14年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を当該資格喪失処理日である15年3月12日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記取消し前の平成14年10月の定時決定の記録から、22万円とすることが妥当である。

2 申立期間①のうち、平成15年3月12日から同年4月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及び複数の従業員の供述により、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された給料明細書から、A社において厚生年金保険料は翌月控除であると認められるところ、平成15年4月分の給料明細書により、同年3月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

なお、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は、当該期間において法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

以上のことから、申立人のA社における資格喪失日については、上記訂正後の資格喪失日（平成15年3月12日）を平成15年4月1日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記給料明細書において確認できる保

険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間②のうち、平成15年4月1日から同年4月10日までの期間について、雇用保険の加入記録及び複数の従業員の供述により、申立人は、当該期間においてB社に勤務していたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日を同年4月1日に訂正することが必要である。

4 申立期間②のうち、平成15年4月から16年1月までの標準報酬月額について、申立人から提出された給料明細書から、B社において厚生年金保険料は翌月控除であると認められるところ、15年5月分から16年2月分までの給料明細書により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、上記給料明細書において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得られないが、上記給料明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成16年2月については、上記給料明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 41 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 19 万円とされている。しかし、申立人は、申立期間のうち、平成 19 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額（41 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 41 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 3 月 19 日から同年 7 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、同社は事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における申立期間の標準報酬月額は、当初、19 万円と記録されていたところ、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 21 年 8 月 21 日に同社が社会保険事務所（当時）に申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得時報酬訂正届」を提出したことにより、同年 9 月 7 日付けで申立期間に係る標準報酬月額が 19 万円から 41 万円に訂正されたが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額とされている。

しかしながら、A 社及び申立人から提出された申立期間における給与明細書から、申立人は、申立期間のうち、平成 19 年 4 月から同年 6 月までについて、その主張する標

準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年8月21日に申立てに係る訂正届を社会保険事務所に提出していることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年3月については、上記給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、事後訂正前の標準報酬月額（19万円）より低いことから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月30日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給料明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は平成6年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているとともに、申立人の同社における資格喪失日も同日となっており、申立期間の加入記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に平成8年4月20日まで継続して勤務していたことが確認でき、申立人から提出のあった6年11月分の給料明細書により、申立人は申立期間に同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、上記のとおり、A社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立期間において同社は法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料明細書において確認できる保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間においてA社は適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を

行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から5年8月1日まで
② 平成5年8月1日から同年10月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が低くなっている。申立期間①当時は同社の取締役であったが、経営については代表取締役が行っていたので、正しい記録に訂正してほしい。

また、A社のグループ会社であるB社における申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額も同様に相違している。申立期間②に係る標準報酬月額も正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年8月1日）より後の平成5年9月7日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間①及び上記標準報酬月額の減額訂正時において、取締役であったことが確認できるものの、他の取締役及び複数の同僚の回答から、申立人は、社会保険事務を行う権限を有していなかつ

たことがうかがえる。

また、A社の事業主は、社会保険料の滞納があったために社会保険事務所に相談に行ったところ、事業主の標準報酬月額を引き下げの話聞いて、言われるままに書類に押印をしたが、滞納保険料の処理の仕方についてよく理解していなかった旨回答している。

さらに、A社の当時の顧問社会保険労務士は、代表印は事業主が管理しており、申立人は社会保険事務手続に関与していなかった旨回答している。

以上のことから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人について、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、当該期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年8月1日）より後の平成5年9月7日付けで、同年10月の定時決定を取り消し、同年8月1日に資格喪失を行い、同日にB社において、標準報酬月額9万8,000円で資格取得していることが確認できる。

また、申立人を含めた従業員10人について、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年8月1日）にB社で被保険者資格を再取得し、その後全員が同社が適用事業所ではなくなった日（平成5年10月31日）に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、申立人は、平成5年10月31日に退職するまでA社に勤務しており、B社に勤務したことはないと述べている。

これらのことから、B社は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、同社の従業員をB社において厚生年金保険に加入させる取扱いであったと考えられる。

また、申立人と同様にA社で厚生年金保険の資格を喪失しB社に移って厚生年金保険の資格を取得している従業員の平成5年8月1日の喪失時及び取得時の標準報酬月額は、申立人を除き全員同額であるが、申立人のみが申立期間①に係る遡及訂正で引き下げられた標準報酬月額で資格取得をしている。

さらに、当時、A社及びB社の社会保険、労働保険及び給与計算を依頼されていた顧問社会保険労務士は、平成5年10月15日に従業員の雇用保険の手続をするまで、申立人の標準報酬月額が9万8,000円になっていることを知らなかったため、標準報酬月額53万円に基づく厚生年金保険料を控除していた旨回答しており、同社の事業主も標準報酬月額53万円に基づく厚生年金保険料を控除していたと述べている。

加えて、申立人が給与振込口座に指定した金融機関の預金・積金取引推移表から、平成5年9月2日に同年5月末に振り込まれた給与と同額の70万8,005円が給与と

して振り込まれたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

以上のことから、申立期間②に係る標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和56年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月21日から同年8月1日まで
C社又はA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C社に入社し、子会社であるA社に異動したが、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された労働者名簿により、申立人は申立期間もA社に勤務（昭和56年6月21日にC社からA社に異動）していたことが確認できる。

また、B社の人事担当者は、「保険料控除を確認できる資料は無いものの、継続勤務なので給与から保険料を控除していたと思う。」と述べていることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿及びB社から提出された新規適用事業所現況届によると、A社は、昭和56年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間は適用事業所となっていないが、同社が適用事業所となった同年8月1日に同社において被保険者資格を取得した9名（申立人を含む。）のうち7名はC社からA社に異動していることが確認できるところ、当該9名のうち3名は、「C社からA社に継続して勤務していた。申立期間における同社の従業員数は6名から10名だった。」と回答していることから、同社は、申立期間も厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年8月の

社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、上述のとおり、申立期間においてA社は適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和56年6月及び同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年4月1日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月1日から6年1月31日まで
② 平成6年1月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額より大幅に低く、また、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年1月31日）の後の平成6年4月1日付けで、遡って15万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人は当該期間に同社の取締役であったことが確認できるものの、事業主及び同社の複数の従業員は、「申立人はプロパンガスの充填及び工事の仕事をしており、社会保険の権限は無かった。」と述べていることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要で

ある。

申立期間②について、雇用保険の記録によると、申立人は、A社の関連会社であるB社において、平成4年2月16日から8年3月31日まで加入していること、及び申立人のほかにA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が6年1月31日と記録されている従業員のうち、雇用保険の加入記録が確認できた5人は、申立期間①及び②もB社において雇用保険の記録が継続していることから、申立人は申立期間②においてもA社に勤務していたと認められる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失処理日は、上記標準報酬月額減額訂正処理日と同日の平成6年4月1日である上、同日付けで、複数の従業員についても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、同社は当該期間及び上記処理日において法人事業所であることが確認できることから、同社は当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断され、社会保険事務所において当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る上記資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、当該喪失処理日である平成6年4月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記訂正後の平成5年12月の標準報酬月額から、53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和56年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月21日から同年8月1日まで
C社又はA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。C社に入社し、子会社であるA社に異動したが、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された労働者名簿により、申立人は申立期間もA社に勤務（昭和56年6月21日にC社からA社に異動）していたことが確認できる。

また、B社の人事担当者は、「保険料控除を確認できる資料は無いものの、継続勤務なので給与から保険料を控除していたと思う。」と述べていることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿及びB社から提出された新規適用事業所現況届によると、A社は、昭和56年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間は適用事業所となっていないが、同社が適用事業所となった同年8月1日に同社において被保険者資格を取得した9名（申立人を含む。）のうち7名はC社からA社に異動していることが確認できるところ、当該9名のうち3名は、「C社からA社に継続して勤務していた。申立期間における同社の従業員数は6名から10名だった。」と回答していることから、同社は、申立期間も厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年8月の

社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、上述のとおり、申立期間においてA社は適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和56年6月及び同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和61年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月29日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の回答により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和61年10月1日に同社B営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和61年8月の事業所別被保険者名簿の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月10日は51万2,000円、18年12月10日は38万1,000円、19年7月5日は28万6,000円、20年7月10日は38万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を42万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月10日
② 平成18年12月10日
③ 平成19年7月5日
④ 平成19年12月10日
⑤ 平成20年7月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①、②、③及び⑤については、標準賞与額の記録が無く、申立期間④については、標準賞与額が実際の保険料控除額に見合う標準賞与額と相違していることが分かった。申立期間①、②、③及び⑤については、賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。また、申立期間④の標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③及び⑤について、B市から提出された平成18年度から21年度まで（平成17年分から20年分まで）の市民税・県民税課税証明書により、申立人は、

当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、上記課税証明書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年12月10日は51万2,000円、18年12月10日は38万1,000円、19年7月5日は28万6,000円、20年7月10日は38万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出していないこと、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 オンライン記録によると、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険の標準賞与額は21万5,000円と記録されている。

しかしながら、B市から提出された平成20年度（平成19年分）の市民税・県民税課税証明書により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、上記課税証明書において確認できる厚生年金保険料控除額から、42万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年3月から同年9月までは22万円、同年10月及び同年11月は24万円、同年12月から6年1月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月1日から6年2月28日まで
② 平成6年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額（8万円）が実際に受け取っていた報酬額（37万円から38万円くらい）より低いので、正しい記録に訂正してほしい。また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成6年2月28日まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかし、A社は、平成6年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①当時の同社の代表取締役等に照会したところ、当時の給与支給額及び厚生年金保険料控除について確認できる資料を保管しておらず記憶も無いと回答しており、また、当時同社に勤務していた従業員に照会したところ、当時の給与支給額及び厚生年金保険料控除について確認できる資料を持っていないとしており、さらに、申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の申立期間①における報酬額を確認することができない。

一方、申立人のA社における申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額について、オンライン記録によると、当初、平成4年3月から同年9月までは22万円、同年10月及び同年11月は24万円、同年12月から6年1月までは28万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年2月28日の後の同年3月7日付けで、4年3月に遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる上、同社で申立期

間①当時に勤務していた申立人以外の役員4名及び従業員6名についても、申立人と同様に、同日付けで標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の元従業員は、「平成4年9月頃から同社は経営不振で資金繰りに苦勞していた。社会保険料の滞納があった。」としていることから、当該標準報酬月額の減額訂正処理は、厚生年金保険料の滞納を解消するために行われたものと考えられる。

しかしながら、社会保険事務所が、当該標準報酬月額の遡及減額訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本から、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、当時の財務経理担当取締役は、「社会保険手続は銀行出身の代表取締役が行っており、申立人は、秘書業務に従事していたので、社会保険手続や給与計算業務に関与していなかった。」としている上、同社の元従業員も、「申立人は、秘書として会長のスケジュール管理に従事し、社会保険手続や給与計算業務に携わっていなかった。」としていることから、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が行った当該標準報酬月額の遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年3月から同年9月までは22万円、同年10月及び同年11月は24万円、同年12月から6年1月までは28万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、申立人は、A社に平成6年2月28日まで勤務していたので、資格喪失日を同年3月1日に訂正してほしいと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、A社は平成6年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、申立期間②当時のA社の代表取締役に照会したところ、当時の給与や社会保険関係の資料を保管しておらず、申立人の同社における在籍期間や厚生年金保険料の控除等について不明であるとしている。

そこで、オンライン記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成6年2月28日に被保険者資格を喪失している複数の元従業員に申立人の勤務状況について照会したが、申立人が同年2月28日まで同社に勤務していたことを確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年11月28日から同年12月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る人事記録及び同社における現在の担当者の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和36年12月1日に同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和36年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社における現在の担当者は、当時の同社B支店の担当者が、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和46年10月1日、資格喪失日は同年10月20日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和47年4月1日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月頃から同年9月30日頃まで
② 昭和46年1月頃から47年12月まで

B社（現在は、C社）に勤務した申立期間①及びA社に勤務した期間のうち申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。B社には、昭和45年4月頃から同年9月30日頃まで勤務しており、A社には3回勤めたが、2回目は、46年1月頃から47年12月まで勤務して、48年1月からは他社に移った。いずれの期間も健康保険被保険者証を会社からもらっていたので、厚生年金保険にも加入しているはずである。一部ではあるが、A社で厚生年金保険料が控除された給料明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人から提出された給料明細書、雇用保険の記録及び従業員の回答から、始期は特定できないものの、申立人が申立期間②にA社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社で新たに発行された記号番

号が、申立人の別の記号番号に訂正されているにもかかわらず、基礎年金番号には統合されていない申立人と同姓同名の厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和46年10月1日、資格喪失日は同年10月20日）が確認できることから、当該記録は、申立人の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録であると判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和46年10月1日に被保険者資格を取得し、同年10月20日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行くと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、昭和47年4月1日から同年5月1日までの期間について、申立人は、上記のとおり、A社に勤務していたことが認められ、申立人から提出された給料明細書のうち、同年4月分の給料明細書により、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書において確認できる報酬月額から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社に係る事業所別被保険者名簿の当該期間の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が届出された場合には、その後、資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和46年1月頃から同年10月1日までの期間、同年10月20日から47年4月1日までの期間及び同年5月1日から同年12月までの期間について、申立人から提出された給料明細書のうち、同年3月分、同年5月分から同年7月分まで及び同年9月分の明細書では、給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、複数の従業員が、当該期間当時、A社では、必ずしも従業員全員が厚生年金保険に加入していなかった旨回答している。

さらに、A社は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人の勤務状況、厚生年金保険の届出、保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間①について、昭和 57 年 1 月にB社を吸収合併したC社は、資料が無いため、申立人の勤務状況、厚生年金保険の届出、保険料の控除等について不明と回答している上、申立期間①当時のB社の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いを確認することができない。

また、B社が加入していた厚生年金基金は、申立人の申立期間①に係る加入記録は確認できないと回答しており、同社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間①前後に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる従業員 27 人に申立人の勤務状況等を照会し、16 人から回答があったものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、複数の従業員が、B社では、厚生年金保険の加入について、試用期間があった旨回答しており、申立人が一緒に入社したとする同僚の名前は同社に係る事業所別被保険者名簿に見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 10 月 1 日から 17 年 9 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に控除された保険料額に見合う標準報酬月額よりも低くなっている。給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B 社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書により、A 社は申立人の申立期間に係る報酬月額を 12 万 6,000 円と届け出ていることが確認できることから、事業主は、上記給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における被保険者記録のうち、平成21年4月27日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、同社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間の標準報酬月額を、同年4月は9万8,000円、同年5月は20万円、同年6月は32万円、同年7月及び同年8月は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年4月27日から同年9月1日まで
② 平成21年6月19日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①の加入記録及び申立期間②の標準賞与額の記録が無い。当初、育児休業期間を平成21年3月14日から同年9月13日までと予定していたが、同年4月27日には復職した。その際、同社が育児休業等取得者終了届の提出を忘れていたため、当初の休業予定期間が保険料免除期間のままとなっていた。同社は上記終了届を提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る雇用保険の加入記録並びにA社から提出された「就業管理カード」及び給与支給明細書により、申立人は当該期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成21年4月は9万8,000円、同年5月は20万円、同年6月は32万円、同年7月及び同年8月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①に係る届出を誤ったことを認めており、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間②について、A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は当該期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、平成4年3月から同年9月までは22万円、同年10月から5年3月までは24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から5年4月1日まで
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年4月1日付で、4年10月の定時決定の記録が取り消された上で、遡って同年3月31日と記録されていることが確認できる上、申立人以外に21人の被保険者についても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

このことについて、A社の事業主からは回答が得られなかったものの、申立期間当時、同社で厚生年金保険の手続を担当していた従業員は、当時の同社は経営が困難となり厚生年金保険料を滞納していたため、社会保険事務所（当時）の指導で、平成4年3月に遡って厚生年金保険の被保険者資格を喪失する手続をした旨回答している。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本では、同社の取締役として申立人の氏名は確認できない上、複数の従業員は、申立人の業務はソフトウェアの開発であった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、平成4年3月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処

理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を当該喪失処理日である5年4月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人に係る当該喪失処理前のオンライン記録から、平成4年3月から同年9月までは22万円、同年10月から5年3月までは24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から52年9月まで
私は、昭和45年頃、婚姻を契機に国民年金の加入手続を行い、加入手続当初に国民年金保険料を遡って納付し、その後は夫婦の保険料を一緒に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻した昭和45年頃に国民年金の加入手続を行い、加入手続当初に現在所持するオレンジ色の表紙の年金手帳を受け取り、別の年金手帳を所持したことはないと説明しているが、オレンジ色の表紙の年金手帳は49年11月以降に使用が開始されており、国民年金の加入時期に関する申立人の記憶は明確ではなく、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第3回特例納付の実施期間中の昭和55年1月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は、国民年金保険料を過年度納付することができず、第3回特例納付によってのみ保険料を納付することが可能であるものの、申立人は、第3回特例納付で保険料を納付した記憶が無い上、加入当初に遡って保険料を納付したとしているが、その納付月数及び遡及納付の開始月に関する記憶も明確ではない。

さらに、申立人は、「保険料を3回に分けて納付し、最初は6万円から7万円くらいを遡って納付し、その後の2回は最初よりも少ない金額を納付した。」と説明しているが、申立期間の保険料を第3回特例納付で納付した場合の保険料額とは大きく相違する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年6月から10年3月まで
私の母は、私が大学生当時に私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、申立期間の国民年金保険料については、私が平成10年10月から16年3月頃までの間に遡って1回で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年10月から16年3月頃までの間に申立期間の国民年金保険料を遡って1回で納付したと説明しているところ、12年3月6日に、申立人に対して過年度納付書が作成されていることがオンライン記録により確認できる。しかしながら、当該納付書作成時点では、10年2月及び同年3月を除く申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間である上、12年5月以降は時効により全ての申立期間の保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付額、納付月数及び遡及納付の開始月に関する記憶が明確でない上、申立期間の一部は、基礎年金番号導入（平成9年1月）以後の時期であり、同番号に基づいて保険料の収納事務の電算化も図られていることから、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は低いと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで
私は、学生も国民年金保険料を納付することが義務付けられた平成3年頃に、両親と相談して国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生も国民年金保険料を納付することが義務付けられた平成3年頃に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は6年9月頃に払い出されており、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が所持する年金手帳では、「初めて被保険者となった日」欄に「平成3年4月1日」とあり、申立期間が学生の強制加入被保険者期間として記載されていることが確認できるものの、オンライン記録では、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、申立期間の保険料を自身や両親が納付していたと思うとしているが、申立人及びその両親は申立期間に係る保険料の納付方法、納付場所及び納付金額に関する記憶が明確ではない。

さらに、申立人及びその両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月及び同年 9 月

私は、昭和 48 年 8 月に入社した会社で、厚生年金保険と健康保険は二か月後から加入させると説明を受け、国民健康保険に加入したと思うので、同時に国民年金にも加入して申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立期間当時に居住していた市で国民健康保険料と一緒に納付していたとしているが、申立人は、当該市における加入手続に関する記憶は無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が申立期間後に転居した区で昭和 50 年 7 月頃に払い出されていることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立内容と符合しない。

また、上記手帳記号番号払出時点では申立期間の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は、遡って申立期間の保険料を納付したとは主張していない。

さらに、申立人が申立期間当時に居住していた市では、納付書制度が開始される昭和 57 年度までは、徴収員が 3 か月ごとに自宅訪問して保険料の収納業務を行っていたとしているところ、申立人は徴収員の記憶は無く、申立期間当時の保険料の納付金額及び納付方法等の納付状況に関する記憶も明確ではない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年1月から同年3月までの期間及び同年5月から17年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年1月から同年3月まで
② 平成15年5月から17年3月まで

私は、就職する前の平成17年3月に学生納付特例期間の国民年金保険料を追納した。申立期間の保険料が学生納付特例期間で未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成17年3月に申立期間の国民年金保険料を追納したとしているが、オンライン記録では、申立期間に係る追納申込みの記録は確認できず、申立人が追納したとする保険料額は、同年3月に申立期間の保険料を追納した場合の保険料額と異なる。また、申立人は、申立期間の保険料を追納するために、当初、所轄社会保険事務所（当時）に行ったものの、追納保険料の取扱機関ではないとの説明を受け、別の機関で追納保険料を納付したとしているが、申立期間当時の社会保険事務所では追納申込み及び追納保険料の収納を取り扱っており、申立人の追納保険料の納付場所に関する記憶が明確ではない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を追納するための資金を自身の口座から引き出したとしているが、申立人口座の通常貯金預払状況調書では、追納したとする平成17年3月前後に申立期間の追納保険料に相当する額の引出記録は確認できないほか、平成18年度分給与支払報告書（個人別明細書）の社会保険料等の金額欄からも、申立期間に係る追納保険料額の記載は確認できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年12月から12年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月から12年8月まで

私は、就職先で年金の番号が必要となり、平成12年9月に私の母が国民年金の加入手続を行い、未納であった国民年金保険料を一括で全て納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、当初において、申立期間の保険料として金融機関から40万円を引き出し、一括納付したと思うと主張していたところ、当該納付したとする金額は、申立期間の保険料合計金額と相違する上、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする平成12年9月において、申立人の基礎年金番号が付番(12年9月18日付け)されていることがオンライン記録で確認でき、当該付番時点では申立期間のうち8年12月から10年7月までの期間は、既に時効により保険料を納付することができない期間である。

また、保険料の納付に当たっては、当該付番以後に申立人に対し、現在も居住している市の市役所から送付される平成12年4月から同年8月までの現年度納付書と、所轄社会保険事務所(当時)から送付される10年8月から12年3月までの過年度納付書を用いることとなるが、申立人の母親はこれらの納付書に関する記憶が明確でない。

さらに、申立人の母親は、納付したとする金額について、別件の用途に用いたかもしれず、申立期間の保険料を納付するために用意したかどうかはよく覚えていないとしており、申立人の保険料の納付状況に関する記憶が明確でないほか、オンライン記録では、平成14年6月に過年度納付書の作成記録が確認でき、申立期間に保険料の未納があったことが確認できるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13442 (事案 11402 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から52年12月まで

私は、昭和53年1月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、自宅に届いた納付書で国民年金保険料を納付し、その後は年払いで保険料を納付していた。また、時期は覚えてないが婚姻前にも、自宅に届いた納付書で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金に加入した時期を数回変更するなど加入した時期の記憶が明確でなく、保険料の納付金額等の記憶も曖昧であるほか、また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和55年2月に払い出されており、当該払出時点で過年度納付することが可能な53年1月から54年3月までの期間の保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認できること、上記手帳記号番号の払出時点は、第3回特例納付実施時期であるが、申立人は、婚姻後の59年9月以降にまとめて保険料を納付したことは記憶しているが特例納付実施時期当時に保険料を遡って納付したことはないと説明していること、申立人は、現在所持する上記払出時に交付された年金手帳以外の手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年7月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たって、申立人は、申立期間の保険料として納付した金額を変更するとともに、保険料を納付した時期は、婚姻後の昭和59年9月以降ではなく、婚姻前だったと主張しているが、その申立内容は、申立期間の保険料を納付したこ

とをうかがわせるものではなく、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23630 (事案 17888 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 2 月 1 日から同年 6 月 23 日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい旨第三者委員会に申し立てたが、記録を訂正できないと通知を受けた。

今回新たに、平成 9 年分及び 10 年分の「所得税の確定申告書」並びに B 年金事務所からの報告書（平成 23 年 11 月 21 日付け及び同年 12 月 12 日付け）を提出するので、再検証の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、A社の代表取締役であり、保険料の負担が困難になり、自身が社会保険事務所（当時）に相談に行き、厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続を行ったとしていること、また、その際、申立人は、標準報酬月額の減額について説明を受けたことも了承した記憶も無いとしているものの、代表印は自身が保管していたとしており、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難いこと等から、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 6 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回新たに、訂正前の標準報酬月額（59 万円）に見合う厚生年金保険料を納付したとして、平成 9 年分及び 10 年分の所得税の確定申告書並びに B 年金事務所からの報告書（平成 23 年 11 月 21 日付け及び同年 12 月 12 日付け）を提出するので、再検証の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい旨主張している。

しかしながら、B 年金事務所は、今回提出された平成 10 年分の所得税の確定申告書

において確認できる社会保険料控除額と、所得税源泉徴収簿等により推測し得られた金額との相違については不明である旨報告しているが、当該社会保険料控除額からは、社会保険事務所に納付された厚生年金保険料額を確認することができない。

また、B年金事務所は、A社の損益計算書記載の法定福利費はおおむね標準報酬月額（59万円）に見合う法定福利費を計上している旨報告しているが、当該法定福利費からは、申立人が主張する標準報酬月額に見合う申立期間の厚生年金保険料、4か月分が納付されたことを確認することはできない、一方、平成10年5月1日から11年4月30日までの会計年度に係る損益計算書記載の法定福利費は、訂正前の標準報酬月額に見合う同社の社会保険料納入の告知額の1か月分と完全に一致することが確認できる。

なお、申立人は、自身の申立てを否認して妻の申立てを認めるという判断は承服できない旨主張するが、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、取締役だったとはいえ上記手続に関与していなかった申立人の妻とは立場が違い、当該行為の結果としての当該訂正処理の無効を主張することは認められない。

これらのことから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月1日から39年7月30日まで

A社で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時としては数少ないB国航空局認定運行管理者資格を所持していたため、A社から勧誘されC基地又はD基地において勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社は、昭和35年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本から、事業主及び複数の取締役は確認できるものの、所在不明のため照会できず、これらの者から、申立人の申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、複数の同僚の氏名を挙げているものの、死亡及び所在不明のため照会できず、申立人の申立期間における勤務状況等について確認することができない。

そこで、A社に係る事業所別被保険者名簿から、複数の元従業員に照会し回答を得たが、申立人が申立期間において勤務していたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

なお、A社の沿革に関する資料及び上記複数の元従業員からの供述によると、同社は、B国法人であり、同社E事務所は、主にF空港、C基地及びG基地間の輸送業務を担っていたが、昭和21年から35年までの14年間だけの営業であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 28 日から 6 年 10 月 11 日まで
A社に昭和 61 年 12 月 1 日から平成 7 年 3 月 31 日まで勤務し、この間一度も会社を退職したこともないが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員記録原簿によると、申立人の加入員脱退日は平成 5 年 10 月 28 日、再加入日は 6 年 10 月 11 日となっているところ、同基金は、社会保険事務所（当時）と厚生年金基金への届出用紙は複写式であった旨回答しており、当該加入員記録は、オンライン記録で確認できる申立人の被保険者記録と一致していることが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録によると、申立人と同様、平成 5 年 10 月 28 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している元従業員 6 人が確認できるところ、上記厚生年金基金が保管する同社に係る滞納処分票では、「平成 5 年 11 月 8 日社長来所、仕事減少に伴い社員 7 名を 10 月末日で喪失届を提出済。滞納分については、11 月末より毎月 10 万納入して 2 月に追いつく。」と記録されている。

このことから、当該滞納処分票に記録されている「社員 7 名」は、上記元従業員 6 人及び申立人を含めた「7 人」と符合していることに加えて、申立期間当時に当該厚生年金基金の掛金を滞納していたことが確認できる。

さらに、上記元従業員 6 人に照会したところ、二人から、A社における経営状態について、給与の遅配及び一部未払などがあった旨供述を得た。

これらのことから、A社は、経営状態の悪化に伴い保険料負担を減らすために上記元

従業員6人及び申立人を含めた7人の厚生年金保険の被保険者資格を喪失させたものと考えられる。

加えて、A社における当時の社会保険事務担当兼務の元事業主は、所在不明のため、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月13日から同年11月19日まで
A病院に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同病院には昭和49年11月18日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月12日までA病院に勤務していたことは認められる。

しかし、A病院は、「申立期間当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態について確認できない。」旨回答しており、申立人が記憶していた上司と考えられる者は、既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人と同じレセプト業務をしていた従業員は、申立人の退職日を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない上、当該従業員は、自身の記憶している退職日はオンライン記録の資格喪失日の約4か月後である旨の回答をしている。

さらに、A病院に係る事業所別被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員16人に照会したが、回答のあった12人は、いずれも申立人の退職日を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 9 月 1 日から 23 年 8 月 1 日まで
② 昭和 26 年 9 月 30 日から 27 年 11 月 19 日まで
③ 昭和 28 年 4 月 22 日から同年 11 月 1 日まで

昭和 21 年 9 月 12 日に A 社 B 出張所に入社し、その後、社名の変更はあったものの、28 年 10 月 31 日までの期間、同社の関連会社に継続して勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A 社 B 出張所又は C 社に継続して勤務していたと主張しているところ、A 社は、C 社は旧 A 社の財閥解体後の新会社の一つであると回答しており、また、申立人の勤務状況に関する具体的な供述から、申立人が旧 A 社の関連会社に継続して勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社は、「旧 A 社履歴簿（准員）」により、申立人が、「A 社 D 支店 B 事務所雇員」として昭和 21 年 10 月 1 日に入社したことは確認できるが、退職日については記載が無く確認できないと回答している。

また、A 社 B 出張所に係る事業所別被保険者名簿によると、財閥解体の命令のあった昭和 22 年 7 月の同社同出張所の被保険者は 14 人であることが確認できるが、その 14 人全員が同年 10 月 1 日までに同社同出張所の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、A 社 B 出張所及び C 社に係る事業所別被保険者名簿によると、A 社 B 出張所の被保険者資格を喪失した後に C 社で資格を取得している者が申立人を含め 5 人確認できるところ、当該 5 人全員に両社間において被保険者となっていない期間がある上、その 5 人の C 社での被保険者資格取得は順次行われていることが確認できることから、申立期間①が単なる資格取得手続漏れによる被保険者期間の欠落ではないこと

がうかがわれる。

加えて、A社は、財閥解体により分社化された際の新会社における社会保険の取扱いについての資料は無いと回答している上、申立人が上司、同僚として名前を挙げた4人中、所在が確認できた二人のうち一人は既に死亡しており、一人は申立人を覚えていないと回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人は、勤務していた事務所の移転が年金記録の欠落に影響しているのではないかと主張しているが、申立人が主張する移転先の所在地は、申立期間①より前の昭和22年4月1日付けの社員名簿にあるA社B出張所の所在地であることが認められることから、当該移転が記録の欠落の原因とは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、C社B支店又はE社に継続して勤務していたと主張しているところ、A社の回答によりE社が旧A社の関連会社であることが確認できることから、申立期間①と同様、申立人は、いずれかの関連会社で勤務していたことがうかがえる。

一方、C社B支店は、昭和26年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが認められ、またE社が適用事業所となったのは27年3月18日であることが確認できることから、申立期間②のうち、26年9月30日から27年3月18日までの期間については、いずれの事業所も適用事業所となっていないことが認められる。

また、A社から提出されたE社に係る被保険者名簿によると、申立人は、昭和27年11月19日に同社において資格取得していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、A社は、C社B支店は、昭和26年に解散しており、関連資料は破棄され存在していないと回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人は、勤務していた事務所がB市駅前の新社屋に移転したことが年金記録の欠落の要因になっているのではないかと主張しているが、当該所在地は申立期間②の1年以上前の昭和25年6月1日に適用事業所となったC社B支店の所在地であることが確認できることから、当該移転が記録の欠落の原因とは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、A社から提出されたE社に係る被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は昭和28年4月22日と記録されていることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、E社に係る事業所別被保険者名簿に不自然な記載は無い上、申立人に係る昭和28年9月の標準報酬月額適用年月日欄は空白になっており、申立人が同年10月31日まで被保険者であったとは考え難い。

さらに、E社において申立期間に勤務していた同僚は既に死亡しており、申立人の勤務状況について確認することができない。

加えて、申立人は、「昭和28年4月22日にE社を資格喪失しているのであれば、すぐにF社（当時の社名は、G社）B製鐵所に勤務していた夫の被扶養者になるはずなのに、同年11月1日から夫の扶養家族になっているのは、自分が同年10月31日に退職したからである。」と供述しているが、夫が同社同製鐵所の厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、同年11月1日であることが確認できる。

その上、申立人は、申立期間③について事業所名は不明だが、社名は変更されてもB市にある同一事業所に継続して勤務していた旨主張しているところ、E社の被保険者資格を喪失した後に同社以外の旧A社の関連会社において被保険者資格を取得したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年4月1日から5年10月1日までの期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成5年10月1日から6年2月4日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から6年2月4日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際より低い記録になっている。退職前の賃金額が記載されている雇用保険の資料を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年4月から5年9月までの期間について、オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、当初34万円と記録されていたところ、5年4月30日付けで、遡って8万円に減額訂正されており、同年4月30日以降に同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した17人のうち、16人についても、申立人と同様に標準報酬月額が、同年4月30日付けで遡って減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は同社設立時から申立期間も含め取締役であることが確認できる。

また、事業主である申立人の夫は当時の記憶がほとんど無く、申立期間当時の申立人の職務や社会保険の届出事務に係る権限及び事業所の社会保険事務の取扱いについて回答を得ることができないものの、申立人は、社会保険料の滞納があったと認識していたと供述している上、複数の従業員が、申立人は事務全般を担当する総務担当者であり、社会保険事務に関与していた旨回答している。

これらのことから、多数の従業員に係る標準報酬月額の減額訂正が、総務担当をしていた申立人の関与無しに行われたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の総務担当取締役として、自らの標準報酬月額の特減訂正に関与しながら、当該特減訂正が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の特減を認めることはできない。

次に、申立期間のうち、平成5年10月から6年1月までの期間について、5年4月30日の遡及訂正処理日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）において、申立人の標準報酬月額が8万円と記録されているところ、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所（当時）の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人は、雇用保険被保険者離職票に記載されている賃金額（平成5年8月から6年1月まで月額43万円）に見合う標準報酬月額を主張しているが、申立人は当該期間の給与明細書等を所持しておらず、申立人の主張する保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23641 (事案 12714 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 22 日から 9 年 8 月 21 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間(今回は、平成 8 年 11 月 28 日から 9 年 8 月 21 日までの期間)の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、保険料控除を確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、提出済みのB法人発行の登録原簿により、申立期間に勤務していたことは確かであり、社会保険料を控除されていた記憶もあるので、結論には納得できない。

今回、新たな資料として、A社と一緒に入社した同僚及び入社時加入したC組合の幹部の供述を得たので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、雇用保険の加入記録及びB法人発行の登録原簿により申立人が申立期間にA社で勤務していたことは確認できるものの、i) 申立人が、C組合からの紹介により入社したとしているところ、同社は、「申立期間当時の書類が保存されておらず、担当者も退職しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については確認できない。また、同組合との契約を取り交わした者が既に退職しており、同組合との契約内容及び同組合からの紹介により勤務した従業員の取扱いについては不明であるが、乗務員の中には、厚生年金保険に加入したくないと言う者もあり、厚生年金保険に加入していない者の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答していること、ii) 申立人は、申立期間において国民健康保険に加入していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 11 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は上記通知に納得できず、申立人が申立期間もA社において厚生年金保険に加入していた旨の二人の新たな供述を得たとしている。

しかし、上記二人のうちA社と一緒に入社した同僚は、「申立人は私と同条件の採用なので平成8年11月に同社で厚生年金保険に加入したと思うが、それを証明するものは無い。」と供述し、もう一人のC組合の幹部は、「申立人は平成8年11月22日当組合に加入し、A社で就労した時点から厚生年金保険被保険者となったことは間違いない。しかし、それを証明するものは無い。」と供述しており、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が 3 万円と記録され、従前の標準報酬月額の 3 万 6,000 円に対して減額されている。在勤中に給与が下がった記憶は無いので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、申立期間当時の書類が保存されていないため、申立期間に係る報酬月額 (総支給額) 及び厚生年金保険料控除額について確認できないが、基本給の降給が無い場合でも、諸手当の変動や異動等による交通費の変更、残業手当の減額等により当時の標準報酬月額等級で 2 等級程度の変動は考えられるとしている。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人と同じ昭和 36 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員 160 人 (申立人を除く。) のうち、41 年 8 月 1 日時点で在籍していた 85 人の標準報酬月額を確認したところ、40 年 12 月の随時改定により標準報酬月額が減額になった者が 64 人確認できる。その上、申立人と同様に 41 年 8 月の随時改定により標準報酬月額が減額になった者が二人、同年 9 月の随時改定により減額になった者が 5 人確認できることから、申立人の申立期間の記録が特段不自然であったとは言えない。

さらに、昭和 41 年 8 月又は同年 9 月の随時改定において標準報酬月額が減額となった上記従業員に照会したところ、回答のあった 5 人は、いずれも申立期間当時の給与明細書は所持していないとするものの、そのうちの一人は、基本給が下がることはなくても手当が下がることもあり、また、当時のことはよく覚えていないが、その頃、給与体系が変わったのかもしれない旨供述している。

加えて、上記事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、不自然な記録訂正等が行われた形跡も確認できない。

また、申立人は、申立期間に係る給与明細書等を所持しておらず、厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 7 月 1 日から 14 年 11 月 16 日まで
A社から子会社のB社に出向して勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が 28 万円になっているので、正しい記録の 38 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、B社及びA社から合計 28 万円以上の給与が振り込まれていたと主張しており、申立人から提出された銀行預金通帳の振込額（平成 14 年 3 月分から同年 11 月分まで）は、B社の平成 14 年 3 月分から同年 6 月分まで、A社の同年 3 月分から同年 11 月分までの給与明細書の振込額と一致していることが確認できる。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳兼源泉徴収簿及び給与明細書によると、同社が支給した給与からは、申立期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、B社から提出された給与明細書（平成 13 年 7 月分から 14 年 6 月分まで）で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（28 万円）と一致又は低額であることが確認できる。

また、平成 14 年 6 月から同年 10 月までの期間は、給与明細書等が無く、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できない。

さらに、申立人の標準報酬月額が、平成 13 年 7 月 1 日付けで 38 万円から 28 万円に月額変更届が提出された理由について、B社は不明と回答している上、申立期間当時の出向者の給与及び社会保険料控除に係る取扱いについて、A社は不明と回答している。

加えて、申立人の供述により、申立期間にA社からB社に出向していたとする従業員に照会したが、回答は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申

立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月30日から同年12月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。源泉徴収票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成6年分の給与所得の源泉徴収票及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、上記源泉徴収票の社会保険料等の金額は、オンライン記録によるA社に係る加入記録（4か月）の標準報酬月額に基づく保険料額とほぼ一致していることが確認でき、申立期間に事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたとは認められない。

また、A社の事業主は、照会文書を送付したが回答は無く、申立期間の厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A 保育園に保育士として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同園には、昭和 52 年 3 月 31 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 保育園を昭和 52 年 3 月 31 日付けで退職したにもかかわらず、年金事務所の記録では、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 4 月 1 日ではなく、同年 3 月 31 日となっているので、記録を訂正してほしいと申し立てている。

しかし、A 保育園が保管している申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」では、申立人の同園における退職日が昭和 52 年 3 月 30 日で、厚生年金保険の資格喪失日が同年 3 月 31 日と記載されており、これは、同園が社会保険事務所（当時）に届け出たものを社会保険事務所が確認したものであることから、同園は、当時、申立人の退職日を同年 3 月 30 日と認識していたものと認められる。

そこで、オンライン記録において、A 保育園が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 44 年 9 月 1 日から申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である 52 年 3 月 31 日までの間に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者 16 名（申立人を含む。）の資格喪失日を確認したところ、11 名の被保険者資格喪失日が月末になっており、他の 5 名についても資格喪失日が月の途中であり、月初となっている者がいないことから、同園においては、申立期間当時、月初を被保険者資格の喪失日とする取扱いが行われていなかった状況がうかがえる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条第 1 項において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条においては、「資格喪失

失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日」とされている。

これらのことから、申立人は、昭和 52 年 3 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものと考えられることから、同年 3 月は被保険者とはならない。

なお、A 保育園から提出された昭和 52 年 3 月分保険料の「納入告知書・領収証書」の写しには「職員負担 43,690」との記載があるが、これは、同年 3 月の申立人を除く被保険者の健康保険料及び厚生年金保険料の合計金額と一致するため、同園は、申立人が同年 3 月には厚生年金保険被保険者でなくなり、保険料納付は必要ないものと認識していたと考えられることから、同園が、申立人の給与から同年 3 月の保険料を控除したとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 3 月 27 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 50 年 4 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで

A工業（後に、B社に名称変更）には、昭和 48 年 2 月 15 日から、申立期間①についても勤務しており、また、申立期間②について、C社に 50 年 4 月 1 日から 51 年 7 月 21 日まで勤務していたことは間違いないので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A工業に昭和 48 年 2 月から当該期間も含めて勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、平成 13 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①当時の事業主は既に死亡している上、当該事業主の後継事業主は、「申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除を確認できる人事記録や賃金台帳等の資料は残っていない。」と供述しており、また、申立人は、A工業の上司や同僚の氏名を記憶していないため、申立期間①当時、同事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人について記憶している者はいないことから、申立人の申立期間①に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A工業で申立期間①当時、社会保険事務を担当していた従業員は、「A工業は経営が苦しかったため、社会保険は基本的に社長や現場責任者など、一部の者以外は継続して加入させていなかった。また、社長は、社員の欠勤等が少しでも続くと、すぐに厚生年金保険等の社会保険を外す手続をとっていた。」と供述していることから、同事業所では、勤務日数又は勤務時間が厚生年金保険被保険者資格を満たさなくなった者等については、すぐに資格喪失の手続をしていたものと考えられる。

さらに、申立人のA工業に係る厚生年金保険被保険者原票には訂正や欠落等が無く、また、申立期間①において被保険者であれば記録されているはずの昭和48年10月の定時決定の記録も無く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人の申立期間①に係る勤務及び厚生年金保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、C社に勤務していたと申し立てている。

そして、申立人は、昭和50年12月分の給与支給表を保管していることから、申立人は、少なくとも同年12月以降はC社に勤務していたものと認められる。

しかしながら、上記給与支給表には、申立人の昭和50年12月における出勤日及び時間外勤務時間が記載されているのみであることから、給与支給総額や厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、C社の事業主は、同社を昭和55年にD市からE市に移転した際に、それ以前の資料は廃棄したため、申立人の申立期間②に係る勤務や保険料控除は不明としていることから、申立期間②当時、同社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人を記憶している者が2名いたが、いずれも申立人が申立期間②において同社に勤務していたかどうかについては記憶が無いとしている。

さらに、上記事業主は、「申立期間②当時は、従業員を最初から正社員とすることはなく、3か月から6か月の試用期間を設けていた。試用期間中の従業員は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述していることから、C社では、申立期間②当時、従業員について、採用してから一定期間経過後に、厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。また、当該事業主は、「当時は、正社員であっても、厚生年金保険に加入することを希望しない従業員については、加入させていなかった。厚生年金保険に加入させていない従業員の給与から、厚生年金保険料を控除することはない。」とも供述しているところ、申立人及び同僚の一人が記憶している従業員は、同社において厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、同社では、全ての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではないことがうかがえる。

一方、申立人は、C社における雇用保険の記録では、資格取得日が昭和51年4月1日となっており、同社における厚生年金保険の資格取得日と一致しているところ、同社における複数の従業員の厚生年金保険と雇用保険の資格取得日が一致していることから、同社では、厚生年金保険と雇用保険との資格取得・喪失等の手続きを一緒に行っていたと考えるのが自然である。このため、申立人の同社における厚生年金保険の資格取得日が同年4月1日となっているのは、社会保険事務所による記載誤りではなく、同社の事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日を同日として社会保険

事務所に届け出たためであると考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23655 (事案 1508、8966、15468 及び 22350 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月1日から25年11月1日まで
② 昭和27年8月1日から29年1月1日まで

申立期間①及び②については、A製作所又はB社に勤務しており、その勤務した期間に係る厚生年金保険の記録を、それぞれ期間はわずかに異なるものの、過去4回にわたって記録の訂正をしてほしい旨の申立てを行ったが、昭和27年5月15日から同年8月1日までの3か月しか認められず、それ以外の期間については認められなかった。

しかし、何度も主張しているように、日本年金機構の記録については、叔父の名前がA製作所の被保険者名簿から漏れていること、A製作所とB社が同じ住所になっていること、B社の代表者名が疑問であること等、自分が記憶している内容とは異なっており、不自然であることから、自分の記録も間違っている。何の物証の説明もなく、一方的に認められないとの通知は納得できないので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B社又はA製作所に勤務し、申立期間②については、B社に勤務していたので、両期間に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしいと、それぞれ申立ての期間はわずかに異なるものの、平成20年3月、21年4月、22年7月及び23年5月と過去4回にわたり、申立てが行われている。

しかしながら、当該4回の申立てについて、B社では、昭和25年6月20日以前の期間及び27年8月1日以降の期間においては、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、適用事業所となっていないこと、また、A製作所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしておらず、かつ、加入させる場合も入社後相当期間経過後に加入させていたことがうかがえること、申立期間①及び②とも申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できないこと等を理由として、既に当委

員会の決定に基づき、平成21年2月12日付け、22年5月12日付け、23年3月9日付け及び24年1月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料や事情は無いが、これまでと同様に、日本年金機構の記録は、叔父の名前がA製作所の被保険者名簿から漏れていること、A製作所とB社が同じ住所になっていること、B社の代表者名が疑問であること等、自分が記憶している内容とは異なっており、不自然であることから、自分の記録も間違っているとして、5回目の申立てを行っているが、このような申立人の疑問点等については、既に前回の通知（平成24年1月12日付け通知）において、当委員会の判断を示しているところである。

以上のとおり、本件については、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、B社又はA製作所における厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23657 (事案 3060 及び 12945 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 1 日から 47 年 3 月 11 日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に対して再度申し立てたところ、同委員会から記録を訂正できないと通知を受けた。

しかし、今回、新たに提出するB年金事務所から提出を受けた「厚生年金保険の事務について」(平成 22 年 12 月 1 日)及び「国民年金被保険者名簿の備考欄の記載について」(平成 23 年 12 月 13 日)から分かるとおり、国民年金被保険者名簿に、当時のC県D市の職員が正規の事務手続より、自分が厚生年金保険の適用事業所であるA社に勤務したため国民年金の被保険者資格を喪失したと記載したことが確認できる。それにもかかわらず、日本年金機構において健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及び被保険者に係る原簿が存在しておらず、これによって申立てが認められないのであれば、原簿の保管等に何ら関われない自分に過酷で不当な立証責任を負わせることになり、年金記録確認第三者委員会の「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針(平成 22 年 1 月 1 日一部改正)(以下「基本方針」という。)」にある第1基本的考え方2)のとおり、「国(厚生労働省)側に記録が無く、直接的な証拠(領収書等)も持たない方々のために、誠実に責任を果たして行く。」こととなるのか疑問である。

以上のことから、国民年金被保険者名簿の備考欄の「喪失」の記載という客観的証拠により、自分が厚生年金保険の適用事業所であるA社に厚生年金保険の被保険者として勤務し、保険料が控除されていたことを推認することは、基本方針にある第3判断の基準1)にあるように、「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと。」といえるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、C県D市が作成した申立人に係る国民年金被保険

者名簿において、A社の社名が記載されているが、社会保険事務所（当時）の健康保険厚生年金保険適用事業所名簿には、同社及び同社と名称が類似している飲食店の事業所の記録は無く、また、法務局が管理していた申立期間当時の法人の記録については、既に保存期限を経過しているため、同社等の記録を確認できないこと、さらに、申立人は、同社の代表者の氏名を記憶しておらず、同僚については、名字のみの記憶であることから、当該同僚を特定することができず、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することができない上、口頭意見陳述において、申立人から勤務の状況や厚生年金保険料の控除等についての具体的な陳述を得ることができなかったことから、既に当委員会の決定に基づき平成21年7月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は新たな資料としてC県D市から、「申立人の国民年金被保険者名簿では、被保険者資格喪失届に基づき、申立人が国民年金法（旧法）第7条2項の一に該当するため、昭和46年1月1日付けで国民年金の被保険者としな（喪失）と決定したと記されている。この決定には、正規の事務手続より厚生年金手帳、事業所作成の厚生年金資格（取得）の証明書類、若しくは健康保険（国民健康保険以外）に加入した証明ができる健康保険証、資格証明書のいずれかで確認しており、これに記載されていた「A社」を記載したものである。」旨の文書を交付されたとして再申立てを行ったが、C県D市は、「当該文書は、申立期間当時、同市において申立人が提出したと思われる当該文書に記載したいずれかの書類により、申立人の国民年金の資格喪失を確認したことを記載したものであり、同市は、厚生年金保険の取扱いについては言及できる立場ではない。なお、同市が確認した書類については、保存期限経過のため残っておらず、当時の担当者もいないので、申立期間当時、どのような書類で手続したのかについては確認できない。」としている。また、申立人は新たにA社の申立期間当時の代表者名を挙げているが、名字のみのため、当該代表者の所在を特定できず、さらに、申立人は新たに同社の取引先としてE県に所在する「F社」を挙げているため、同一名称として確認できた事業所にA社と取引があったのか照会したがA社を知る者はいなかったことから、平成22年11月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たに提出するB年金事務所から提出を受けた「厚生年金保険の事務について」及び「国民年金被保険者名簿の備考欄の記載について」から分かるとおり、C県D市が保管する国民年金被保険者名簿に、当時のC県D市の職員が正規の事務手続より、自分が厚生年金保険の適用事業所であるA社に勤務したため国民年金の被保険者資格を喪失したと記載したことが確認できる。それにもかかわらず、日本年金機構において健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及び被保険者に係る原簿が存在しておらず、これによって申立てが認められないのであれば、原簿の保管等に何ら関われない自分に過酷で不当な立証責任を負わせることになり、基本方針にある第1基本的考え方2)のとおり、「直接的な証拠（領収書等）も持たない方々のために、誠実に責任を果たして行く。」ことになるのか疑問である。以上のことから、国民年金被保険者名簿の備考欄の「喪失」の記載という客観的証拠から、自分が適用事業所であるA社に厚生

年金保険の被保険者として勤務し、保険料が控除されていたことを推認することは、基本方針にある第3判断の基準1)にあるように、「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと。」といえるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨主張している。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所として存在していたかについては、これまでの審議のとおり、社会保険事務所での調査並びに適用事業所検索システム及びオンライン記録による当委員会での調査で同社の記録は確認できず、申立人が、同社が存在していたとする地域を管轄する法務局に照会したが、当該法務局は同社に係る商業登記の記録は見当たらない旨回答している。また、申立人が記憶するA社の取引先とされるE県に所在する「F社」と同一名称の事業所にA社について照会したが、同社を知る者はいなかった。さらに、G博物館において、申立期間を含む前後の時期のC地区職業別電話帳を検索したが、A社は確認できなかった。

以上のように、申立期間当時にA社が存在していたか確認することができず、社会保険事務所が同社に係る全ての原簿（同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿並びに申立人及び同社で厚生年金保険に加入した全ての者の被保険者記録等）を作成しなかった又は作成したが滅失したとは判断できない。

次に、申立人がA社に厚生年金保険の被保険者として勤務し、保険料が事業主により給与から控除されていたかについては、申立人は、「国民年金被保険者名簿から、自分が同社に勤務し、保険料が控除されていたと認めることができる。」旨主張しているが、国民年金被保険者名簿は国民年金の被保険者記録を管理するものであることから、当該名簿によって、申立人がいつからいつまで同社に勤務し、さらに、勤務した期間に厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認又は推認することはできない。確かに、国民年金被保険者名簿の備考欄にはA社の記載は確認できるが、公共職業安定所の回答から、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録は確認できないほか、これまでの審議のとおり、申立人が記憶する代表者及び同僚は名字のみのため、当該代表者及び同僚を特定することができない上、上述のとおり、A社の存在を確認することができない以上、当委員会としては、申立人が同社に厚生年金保険の被保険者として勤務し、保険料が事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、「C県D市が作成した国民年金被保険者名簿は、基本方針別表2の全部記録なし（適用事業所なし）にある肯定的な周辺事情の例（遡って事業所の新規適用日に係る記録の訂正を行う等、旧社会保険事務所（年金事務所）が事業所の実態とは異なる処理を行ったと考えられる事実が確認できる。）に該当するのではないか。」旨主張しているが、当該周辺事情の例とは、社会保険事務所が、事業所の新規適用手続を完了し適用事業所として記録したにもかかわらず、遡って事業所の新規適用日に係る記録の訂正を行った場合のことであり、申立人が提出した国民年金被保険者名簿は、C県D市が作成した資料であることから、この名簿の記録は、肯定的な周辺事情の例に該当しない。

なお、申立人が今回新たに提出したB年金事務所が作成した「厚生年金保険の事務に

ついて」及び「国民年金被保険者名簿の備考欄の記載について」は、それぞれ、当時の厚生年金保険の事務手続に係る説明及び国民年金被保険者名簿の備考欄に係る文書であり、申立人がA社に厚生年金保険の被保険者として勤務し、保険料が事業主により給与から控除されていたかについて確認又は推認できる新たな資料とは認められない。

これらのことから、申立人が再申立ての理由としている事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで
A 市役所又は B 県 C 局に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないとして記録の訂正はできないとの通知があった。
しかしながら、B 県 C 局は自分の履歴書を退職後に変更しており、第三者委員会はこれについて追求していない。また、申立期間当時の臨時職員の定義が明文化されていない。さらに、第三者委員会は A 市役所の代表者と打合せ会議を行う必要があるにもかかわらず行っていないなど、第三者委員会の調査は不十分で、判断に納得がいかない。加えて、申立期間当時、臨時職員として B 県に束縛された以上は人権の問題があり、新たな資料や情報は無いが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 市役所の人事担当者の供述から、申立人が昭和 33 年 6 月 2 日から同年 7 月 28 日まで第一種臨時職員（2 か月の期間に限り雇用される臨時職員）として雇用されたことが確認できるが、同市役所は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことから、申立人の厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないなどの理由により、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 6 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、「再申立ての新たな資料は無いが、判断に納得できない。申立期間においては A 市役所又は B 県 C 局に勤務し、厚生年金保険料は現金で渡していたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」旨主張しているところ、B 県 C 局から提出のあった申立人に係る履歴書において、申立人は A 市役所に土木臨時職員として昭和 33 年 4 月 1 日から同年 7 月 28 日まで勤務していた旨の記載が確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できないこと、また、B 県 C 局職員部人事課は、「申立期間に、申立人が当局に勤務していたことは無い。」旨供述しており、申立人の同局における申立期間の勤務は確認できない上、厚生年金保険料が事業主

により控除されていたとする事情は見当たらないことから、平成23年7月13日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「B県C局は自分の履歴書を退職後に変更しており、第三者委員会はこれについて追求していない。また、申立期間当時の臨時職員の定義が明文化されていない。さらに、第三者委員会はA市役所の代表者と打合せ会議を行う必要があるにもかかわらず行っていないなど、第三者委員会の調査は不十分で、判断に納得がいかない。加えて、申立期間当時、臨時職員としてB県に束縛された以上は人権の問題があり、新たな資料や情報は無いが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」旨主張している。

しかしながら、これまでの審議のとおり、A市役所については、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではなく、厚生年金保険料が控除された事情は見当たらないこと、また、B県C局については、申立人は、申立期間において、同局で勤務していないことが確認できることから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、当委員会の聞き取りに対し、「B県C局で勤務したのは昭和33年8月1日で間違いないが、同局の局長印がある履歴書上に、A市役所で同年4月1日から勤務している旨の記載があり、どちらもB県なので、共済組合の組合員期間として、同年4月1日から合算した年金記録を認めるべきである。」旨主張しているが、当委員会では共済組合の組合員期間に係る申立てについて、調査審議の対象とすることはできない。

東京厚生年金 事案 23659 (事案 249 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月から 46 年 4 月 1 日まで
② 昭和 52 年 2 月 10 日から 53 年 3 月 10 日まで
③ 昭和 53 年 5 月から同年 7 月 2 日まで

前回、申立期間①の一部において、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てたが、第三者委員会から年金記録の訂正は必要ではないとする通知を受けた。しかし、申立期間①においては、B社で坑夫として勤務していた記憶があるので、改めて調査し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②及び③においても同社で勤務した記憶があるので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の一部を含む昭和 45 年 11 月 1 日から 47 年 6 月 1 日までの期間に係る申立てについて、申立人は、当該期間に係るA社に勤務し、厚生年金保険に加入していた旨申し立てたところ、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人及び申立人の上司等が被保険者であったとする記録が確認できないこと、申立人は 46 年頃入院した際に健康保険証を使ったとしているが、医療機関は保存期間経過のため診療履歴は廃棄処分しており事実関係が確認できないこと、申立人の雇用保険加入記録は確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 6 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「申立期間①においては、B社で坑内労働していたことを思い出したので、改めて調査してほしい。」とし、また、「同社においては、申立期間②及び③についても勤務した記憶があるので、当該期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。」旨主張している。

しかしながら、オンライン記録及びB社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 46 年 2 月 1 日であり、申立期間①の大半については、同社は厚生年金保険の適用事業所ではない上、同社の申立期間①、②及び③における社名はC社であり、B社に社名変更した日は、57 年 6 月 1 日であるこ

とが確認できる。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人は、B社において、昭和59年8月23日から60年3月15日まで、同年5月1日から61年4月15日まで、同年7月1日から62年2月12日まで、同年3月16日から同年12月17日まで及び63年1月20日から同年12月22日までの期間に勤務したことが確認できるほか、申立期間②及び③の一部を含む52年4月2日から同年12月20日まで及び53年4月1日から同年6月20日までの期間については、申立人は、D社で勤務していたことが確認でき、申立人が申立期間①、②及び③にB社で雇用保険に加入した記録は確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人が記憶する複数の同僚についても、申立期間①、②及び③において、C社で厚生年金保険に加入した者はおらず、当該同僚のうち、当時工事現場の所長をしていたとする者は、「昭和61年から63年頃に申立人がB社で勤務していた。」旨供述している。

加えて、申立期間①、②及び③において、C社に係る厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無い。

その上、B社の元事業主は、「当社は既に解散し、人事記録等は保管しておらず、申立人の勤務実態は不明であるが、申立人は、月額80万円ほどの賃金を受けていたとすることから、申立人は出来高制の請負だったと思われる。当時は、勤務形態にかかわらず雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険は正社員以外には加入させていなかった。」旨供述し、当時給与事務を行っていたとする同僚は、「申立人は正社員ではなく、正社員以外は厚生年金保険に加入していなかった。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらのことから、申立期間①について、申立人から提供された新たな情報については、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②及び③についても、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月16日から42年9月10日まで
② 昭和42年10月から43年5月まで
③ 昭和57年10月から59年10月まで
④ 昭和60年5月から63年7月25日まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及び③、C社に勤務した申立期間④の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの事業所で坑夫として勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できず、管轄法務局は、同社に係る商業登記の記録は確認できないとしている。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人がA社で雇用保険に加入した記録は確認できない上、申立人は、同僚の名前を記憶しているが、申立期間①において、同人の厚生年金保険の加入記録を確認することはできない。

なお、申立人は、「D村のEトンネルで坑内労働に従事した。」旨供述しているところ、当該トンネルの開通が昭和54年であるため、申立人が当該時期に雇用保険に加入したF社に照会したが、同社の担当者は、「申立人がD村で勤務していた記録が確認できる。しかし、当時の賃金計算書から、申立人は正社員ではなく、出来高給の従業員で厚生年金保険には加入していなかった。」旨供述しており、同社から提出された当該賃金計算書によると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

申立期間②について、申立人は、「D村のGトンネルで坑内労働に従事していた。」旨供述しているところ、雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和53年6月21日から同年12月9日までの期間に、B社G作業所で勤務していた記録が確認でき、申立期間②で勤務した記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、B社は、昭和54年9月1日に厚生年金保険の適用

事業所となっており、申立期間②においては、適用事業所としての記録は無い。

さらに、申立人は、同僚の名前を記憶しているが、申立期間②において、同人の厚生年金保険の加入記録を確認することはできず、所在も不明であることから、申立人の勤務実態等について確認することができない。

加えて、B社の元事業主の子は、「申立人は、昭和53年頃と57年から59年までにかけて、当社で勤務した記憶はあるが、申立人の勤務形態や厚生年金保険の取扱いについては覚えていない。」旨供述している。

申立期間③について、雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和57年1月12日から59年5月9日まで、B社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社が加入していたH国民健康保険組合から提出された第二種組合員加入届（台帳）によると、申立人は、雇用保険の加入記録と同様、昭和57年1月12日から59年5月10日まで第二種組合員として国民健康保険組合に加入していたことが確認でき、同組合の担当者は、「第二種組合員は、日雇労働者が加入するものであるのに対し、第一種組合員は、常用雇用者が加入するものである。」旨供述しているところ、同社に係る厚生年金保険被保険者原票で被保険者記録が確認できる複数の従業員については、いずれも第一種組合員として国民健康保険組合に加入していることが確認できる。

また、上記被保険者原票から、申立人が記憶する複数の同僚の厚生年金保険被保険者記録は確認できず、整理番号に欠番は見当たらない。

さらに、B社の元事業主の子は、「申立人は、昭和53年頃と57年から59年までにかけて、当社で勤務した記憶はあるが、申立人の勤務形態や厚生年金保険の取扱いについては覚えていない。」旨供述している。

申立期間④について、雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間④を含む昭和60年5月1日から61年4月15日まで、同年7月1日から62年2月12日まで、同年3月16日から同年12月17日まで及び63年1月20日から同年12月22日まで、I社に勤務しており、C社においては、申立期間④より後の、平成元年2月27日から同年4月20日まで、同年10月25日から2年4月25日まで及び同年5月14日から3年9月24日まで勤務していたことが確認できる。

また、C社が加入するH国民健康保険組合から提出された第二種組合員加入届（台帳）によると、申立人は日雇労働者扱いの第二種組合員として、平成元年2月27日から同年4月25日まで同組合に加入していたことが確認できる上、申立人から提出された同社に係る2年11月分及び3年10月分の賃金日計簿によると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人を記憶する元社会保険事務担当者は、「申立人は出来高制の請負で正社員ではなかった。正社員以外は厚生年金保険に加入させていなかった。」旨供述しているほか、当時の工事現場の所長や総務担当者も、「一部の長期雇用者を除き、正社員以外は厚生年金保険に加入させていなかった。」旨供述している。

加えて、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月1日から27年1月1日まで
② 昭和27年8月20日から29年3月1日まで
③ 昭和29年5月7日から同年9月1日まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した期間のうち、申立期間②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社には継続して勤務していたことは確かなので、申立期間①、②及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、同社に係る商業登記の記録についても確認することができない。

また、オンライン記録から、申立人が記憶する二人の事業主について、その所在を特定することができず、申立人のA社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人が、当該期間において、厚生年金保険に加入した記録は確認できない。

申立期間②及び③について、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の代表者は死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「申立人が同社に勤務していた記憶があるが、その勤務期間までは覚えていない。」旨供述しており、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない上、申立人が当該期間において、厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から 14 年 4 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間においても雇用形態に変更は無く勤務しており、当時の給与振込通帳等を提出するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び金融機関から提出された平成 13 年 4 月から 14 年 4 月までの期間に係る給与振込通帳及び普通預金取引推移一覧表により、申立人は、13 年 4 月 1 日から 14 年 3 月 3 日までの期間について、A社に継続して勤務していたと認められる。

また、上記振込通帳等によると、申立人の給与は時間給であり、繁忙期には残業代が加算されていることから一定ではないものの、申立人の当該期間における給与振込額は、申立人がA社で被保険者資格を喪失した直前の給与振込額と近似していることが確認できるほか、申立人の元上司は、「申立人は厚生年金保険に加入した平成 10 年 4 月より 1 年更新の有期契約社員として勤務していた。1 年ごとに申立人の契約を更新していたが、申立期間においても、それまでと同様の雇用形態であったと記憶している。」旨供述している。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、申立人は、平成 13 年 3 月 31 日にA社を退職し、14 年 3 月 4 日にB社で資格を取得していることが確認できる。

また、A社が加入する厚生年金基金の加入員記録によると、申立人は、平成 13 年 4 月 1 日に加入員資格を喪失した記録が確認できる上、同社及びB社が加入する健康保険組合によると、申立人は、同年 4 月 1 日に健康保険の資格を喪失し、14 年 3 月 4 日に資格を再取得したとしており、これらの記録は、オンライン記録で確認できる申立人の被保険者記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社で年金問題を担当する社会保険労務士法人の担当者は、「当時の雇用契約書は保管されていないため、申立人の申立期間における雇用形態は確認できず、申立人が平成 13 年 3 月 31 日付けで同社を退職扱いとなった明確な理由は分からないが、同社で管理する人事記録や同年 4 月支給分から 14 年 4 月支給分までの給与支給明細書では、申立期間の厚生年金保険料は控除していない。」旨供述し、同社から提出された当

該給与支給明細書によると、13年3月分の厚生年金保険料の控除を最後に、申立期間の保険料は控除されていないことが確認できる。

加えて、C県D市役所保険年金課から提出された回答によると、申立人は、平成13年4月1日から14年3月5日までの期間において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23663 (事案 8690 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月23日から20年4月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、昭和19年10月から21年3月までの厚生年金保険の加入記録が無い旨を申し立て、第三者委員会から年金記録の訂正は必要ではないとする通知を受けたが、今回新たに、同社に共に勤務した女学校の同期生の卒業アルバム名簿を提出するので、再度調査をして申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、昭和19年10月23日から21年4月1日までの期間、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していた旨申し立てたところ、同社の同僚の「私と申立人は、女子挺身隊員として同社に勤務した後、時期は特定できないが、学童疎開児童の保母となり、別々のお寺で勤務した。」旨の供述から判断すると、期間の特定はできないが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。しかしながら、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、19年10月23日に被保険者資格を喪失し、その喪失原因として「19.10 自己都合」と記載されている上、B社の人事担当者は、「当時の関係資料が残っていない。」旨供述していること、複数の元従業員から、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料を控除されていたことを確認することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年4月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「今回、女子挺身隊員としてA社に動員されていた女学校のクラス全員の卒業アルバム名簿を提出するので、申立期間において同社に引き続き勤務していたことを認めてほしい。」旨主張している。

しかしながら、当該卒業アルバム名簿及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、所在が確認できた同僚4人に照会し、全員から回答を得られたが、いずれの同僚も、「申立人と共に女子挺身隊員としてA社へ動員されたが、申立人がいつまで勤務し、いつ退職したかは分からない。」旨供述しており、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の、A社における被

保険者記録は、上記被保険者名簿で確認できる申立人の被保険者記録と一致していることが確認できる。

これらのことから、申立人から提供された新たな資料については、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、このほか当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月30日から4年11月30日まで
A社で勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間も同社で勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年11月30日）の後の平成5年2月2日付けで、申立人は3年11月30日に遡って資格を喪失しており、他の被保険者3人も5年2月2日付けで、4年11月30日に遡って資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人が申立期間に使用していたと主張している健康保険被保険者証の回収年月日は平成5年3月31日であることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び当該遡及処理日に代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険の資格喪失日の遡及手続について、A社における自身の立場、届出、保険料の滞納の有無等全て分からないと回答しているが、同社の役員の一人は、代表取締役である申立人が社会保険の事務や同社の社印の管理等全て行っていたと思う旨回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの資格喪失日に係る記録訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年11月1日から36年6月2日まで
② 昭和44年8月21日から同年10月1日まで

A社に勤務した申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、B社を退職したのは月の半ばではなかったと記憶しており、季節は秋だったはずなので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の無限責任社員の回答から、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、商業・法人登記簿謄本によると、A社は、法人事業所ではあるが、飲食業の業種であることが確認できる上、上記社員は、同社は定食屋であった旨供述していることから、当時、厚生年金保険の強制適用事業所でなかったことがうかがえるところ、オンライン記録においても厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、上記社員がA社の代表であったとする無限責任社員は既に死亡している上、他の無限責任社員及び有限責任社員は所在が確認できず、上記社員も代表者でなければ分からない旨回答していることから、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が

厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、B社から提出のあった「退職者名簿」から、申立人が昭和44年8月20日に同社を退職したことが確認できる。

また、B社は、上記名簿以外の資料は無く、申立人の当該期間の勤務及び厚生年金保険の取扱いについては不明と回答している。

さらに、B社に勤務していた40人の従業員に、申立人の勤務状況について照会したところ、複数の者が申立人を記憶していたが、申立人の同社における勤務期間を記憶している者はいなかった。

加えて、申立人に係る国民健康保険の加入記録によると、申立人は、当該期間は同保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。